

NEWS RELEASE

令和6年10月1日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 仲田 裕之

「資産づくり応援キャンペーン」の実施について

株式会社 栃木銀行（取締役頭取 仲田 裕之）は、お客さまの中長期にわたる安定的な資産形成の実現に向けた取組として、個人のお客さまを対象に「資産づくり応援キャンペーン」を実施しますので、お知らせいたします。

お客さまの資産形成の一助として、このご機会にぜひライフプランにあった商品の活用をご検討ください。

当行は、今後ともお客さまごとのライフプランに寄り添ったコンサルティング活動を実践するとともに、地域社会の発展に貢献してまいります。

記

名称	「資産づくり応援キャンペーン」	
キャンペーン期間	令和6年10月7日（月）～令和7年1月31日（金）	
コース	対象取引	特典
①NISA 口座	口座開設*1	全員に 「現金 500 円」をプレゼント
②投資信託 （一括購入）	50 万円以上ご購入*2	抽選で 50 名様に 「30,000 円相当の <u>カードギフト</u> 」をプレゼント
③積立投資信託	1 万円以上のご契約*3	抽選で 50 名様に 「10,000 円相当の <u>カードギフト</u> 」をプレゼント
④ファンドラップ	300 万円以上のご契約*4	抽選で 5 名様に 「30,000 円相当の <u>カードギフト</u> 」をプレゼント
⑤個人向け国債	300 万円以上ご購入*5	抽選で 10 名様に 「10,000 円相当の <u>カードギフト</u> 」をプレゼント
⑥スーパー定期預金	100 万円以上のお預入れ*6	抽選で 300 名様に 「1,000 円分のクオカード」をプレゼント

さらに①～⑥共通の特典として、対象のお取引をお申込みされたお客さま、先着 5,000 名に栃木銀行『宇都宮ブラックス コラボデザイン スマホスタンド』（ヒノキ製）をプレゼント*7

※下線はカードタイプのカタログギフトです

NEWS RELEASE

- *1 他金融機関からの移管を含みます
- *2 期間中の購入金額合計になります
申込手数料0%のファンドは除きます
- *3 キャンペーン期間中、新たに1万円以上の積立契約を申込みされたお客さまが対象です
(増額契約も含みます)
- *4 増額契約も含みます
- *5 固定金利(3年、5年)、変動金利(10年)いずれも対象です
- *6 とちぎんアプリやとちぎんダイレクトまたはATMによる新規預入が対象です
(店頭での作成は対象外)
預入期間が1年以上の自動継続型が対象です
- *7 アプリ等でお取引いただいた場合は、店頭までお申し出ください

以上

【キャンペーンに関するご留意事項】

◇共通事項

- ・本キャンペーンは個人のお客さまが対象です。
- ・各コースの併用は可能です。
- ・期間中であっても、金融環境の変化等により、キャンペーン内容を予告なく変更・終了する場合があります。
- ・投資信託(一括購入)コースおよび、積立投資信託コースに関しては、窓口、インターネット取引いずれも対象となります。(とちぎん投信ダイレクトでお申込みいただく場合、2025年1月31日(金)午後2時までに申込が完了した方が対象となります。)なお、NISA口座、特定口座どちらの取引も対象になります。
- ・キャンペーンの条件を満たすお客さまは自動的にプレゼントの対象になります。(ご応募は不要です)
- ・現金プレゼントは投資信託の指定口座にお振込みいたします。現金プレゼント入金時(2025年3月下旬以降)に、口座廃止(相続含む)のお手続きをされている場合、本キャンペーンの対象外となります。
- ・カードギフトの当選者はキャンペーン終了後に厳正なる抽選により決定いたします。当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。(2025年3月下旬以降)
- ・クオカードの当選者はキャンペーン終了後に厳正なる抽選により決定いたします。当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。(2025年8月下旬以降)
- ・各プレゼントは課税対象となる場合があります。詳細は所轄の税務署等にご相談ください。
- ・カードギフトに関して、メーカー事情により、生産国、原産国が変更になる場合がございます。また、産地の収穫・漁獲・天候等の事情によりお届け日を変更させて頂く場合がございます。状況により新カタログの中から商品をお選び直し頂く場合がございます。

①NISA口座

- ・NISAに関しては申込をする年の1月1日現在で、18歳以上の方がNISA口座を開設できます。
- ・当行から税務署に非課税適用申請を行い、税務署の承認後NISA口座をご利用いただけます。(承認には約3週間かかります。)・税務署で非承認となった場合、NISA口座の開設は取消され、本キャンペーンの対象外となります。

②投資信託(一括購入)

- ・ノーロード商品は対象外となります。
- ・期間中の購入金額(税込申込手数料含む)の合計金額にて計算します。(期間中の購入金額合計)
- ・対象商品の購入金額には手数料・消費税が含まれます。

NEWS RELEASE

③積立投資信託

- ・2025年1月31日（金）時点において、2024年10月4日（金）時点の積立契約より10,000円以上増加している方が対象です。

④ファンドラップ

- ・新規契約のお申込みは300万円からとなります。増額のお申込みは100万円からです。お申込みが取り消された場合、当該取消分は本キャンペーン対象外となります。

⑤個人向け国債

- ・発行月や年限が違う商品同士の金額の合算はいたしません。
- ・当行で既にお持ちの個人向け国債を途中で解約し、その資金で再購入した場合、キャンペーンの対象外となります。

⑥スーパー定期預金

- ・2025年7月末時点で定期預金の継続が確認できるお客さまが抽選対象となります。
- ・とちぎんアプリ／とちぎんダイレクト／ATMからのお申込みが対象となります。
- ・300万円以上と300万円未満で、店頭表示金利が異なる場合があります。（※キャンペーン期間中に中途解約された場合、または当行の定期預金・定期積金の満期金、中途解約金等による新規作成は、キャンペーンの対象外となります。）

【投資信託についてのご留意事項】

◇投資信託のリスク

- ・投資信託は値動きのある有価証券等（株式・債券・不動産投資信託証券など）に投資するため、投資信託の基準価額は、組入有価証券等の価格変動、金利の変動、為替相場の変動、その発行会社等に係る経営・財務状況、カントリーリスクなどの影響により上下に変動します。したがって、投資元本および分配金は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください。）

◇投資信託の手数料・費用

- ・申込時、保有期間中、換金時に以下の各種手数料や費用がかかります。（2024年9月1日現在）
上記各種手数料や費用の最大値は、今後、取扱うファンドの追加や償還等により変更になる場合があります。また、その他費用やこれらの合計額については、保有期間や運用状況等に応じて異なるため、あらかじめ表示することはできません。

（詳しくは、ファンドごとの目論見書および目論見書補完書面等でご確認ください。）

申 込 時：申込手数料（買付金額に対し、最大3.3%（税抜3.0%）の率を乗じた額）※つみたて投資枠は申込手数料無料です。

保有期間中：信託報酬（純資産総額に対し、最大年2.42%（税抜2.2%）の率を乗じた額）

その他費用（監査費用、有価証券売買委託手数料、信託事務の諸費用など）

換 金 時：信託財産留保額（換金時に適用される基準価額に対し、最大0.5%の率を乗じた額）

公社債投資信託の場合（換金手数料として、1万口につき最大110円（税抜100円））

◇その他ご留意事項

- ・投資信託は円預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。また栃木銀行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ・栃木銀行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行い、信託財産の保管・管理は信託銀行が行います。
- ・投資信託の分配金には、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」があり、「元本払戻金（特別分配金）」は、実質的には元本の一部払戻しに相当するものです。
- ・投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- ・投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ制度（書面による解除）の対象ではありません。
- ・投資信託をご購入の際は、最新の契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面）を十分にお読みのうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、栃木銀行本支店の窓口にご用意しております。

【NISAに関するご留意事項】

- ・当行のNISA口座は、つみたて投資枠でも、成長投資枠でも、当行の定める一定の株式投資信託のみの取扱いとなります。（上場株式等はお取り扱いしていません）
- ・すでに特定口座でお持ちの投資信託はNISA口座に移管できません。
- ・NISA口座開設にあたっては1人1口座（1金融機関等）のみとなります。変更しようとする年分のつみたて投資枠、成長投資枠で投資信託等を購入（分配金再投資による購入を含む）していた場合、その年

NEWS RELEASE

- 分は他の金融機関への変更や NISA 口座廃止後の再開設ができません。また金融機関を変更する場合、変更前の金融機関で保有中の投資信託等を、変更後の金融機関に移管することはできません。
- ・ つみたて投資枠でも成長投資枠でも、年間の非課税枠をその年にすべて使い切らなかった場合、残りの枠を翌年以降へ繰り越すことはできません。
 - ・ NISA 制度では、年間投資枠（つみたて投資枠 120 万円／成長投資枠 240 万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて 1,800 万円／うち成長投資枠 1,200 万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税とされます。いずれも購入時手数料等を除いた金額です。
 - ・ 非課税保有限度額については、NISA 口座内の投資信託を売却した場合、当該売却した投資信託が費消していた非課税保有限度額の分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。非課税期間はつみたて投資枠／成長投資枠ともに無期限で、その間においては自由に売却できます。
 - ・ NISA 口座から特定口座等へ移管する場合、ファンドの取得価額は移管時の時価となります。
 - ・ 株式投資信託の分配金の再投資（自動買付け）が行われた場合も、当該投資分は非課税の投資額に算入されます。
 - ・ 投資信託における分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はそもそも課税の対象外であり、NISA 口座によるメリットを享受できるものではありません。
 - ・ 分配金による再投資（自動買付）が行われた場合でも、当該再投資分は非課税の投資額に算入（つみたて投資枠で購入分はつみたて投資枠、成長投資枠で購入分は成長投資枠へ算入）されますので、その分非課税投資枠の残りが少なくなります。なお、分配金再投資により非課税投資枠を超える場合、その時の再投資額すべてが課税口座で投資されます。
 - ・ 法令により、つみたて投資枠を設けた日から 10 年後等の「基準経過日」には、お客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。同日から 1 年以内に確認ができない場合、新たな NISA での買付けを停止させていただきます。
 - ・ NISA 口座のお取引において売却時に損失（譲渡損失）が発生しても、他の口座との損益通算や損失の繰越控除はできません。
 - ・ 対象となる投資信託が、前年末と本年末に「つみたて NISA、つみたて投資枠、成長投資枠」のいずれかの残高を保有していた場合、信託報酬等の概算値について、原則として年 1 回通知します。
- < つみたて投資枠特有のご留意事項 >
- ・ 当行のつみたて投資枠で買付け可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の株式投資信託のみに限られます。
 - ・ つみたて投資枠では、積立契約（累積投資契約）に基づく定期かつ継続的な方法による購入が対象となり、当行では対象商品の自動積立サービスによる購入に限ります。
 - ・ 非課税投資枠の 120 万円を超えてしまう場合、自動積立を中止します。他の口座で購入することはありません。
- < 成長投資枠特有のご留意事項 >
- ・ 当行の成長投資枠で買付け可能な商品からは、信託期間 20 年未満又はデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等もしくは毎月分配型の投資信託等が除外されており、これらの商品を成長投資枠で買付けすることはできません。
 - ・ つみたて投資枠で購入した投資信託の収益分配金は、成長投資枠で再投資することはできません。

【ファンドラップについてのご留意事項】

- < 契約締結に係る業務委託について >
- ・ 東海東京アセットマネジメントは、とちぎん T T 証券ファンドラップ投資一任契約の締結に係る代理業務を、とちぎん T T 証券に委託しており、とちぎん T T 証券は、東海東京アセットマネジメントの委託を受けて、「とちぎん T T 証券ファンドラップ投資一任契約」の締結に係る代理を行います。栃木銀行は、とちぎん T T 証券の委託を受けて、「とちぎん T T 証券ファンドラップ投資一任契約」の締結に係る媒介を行います。
- < とちぎん T T 証券ファンドラップ投資一任契約のリスクについて >
- ・ 本投資一任契約は、栃木銀行で取扱っている各種預金とは異なり、お客さまの投資元本および利回りが保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。本投資一任契約は、値動きのある有価証券への投資を通じて運用します。運用における損益はお客さまに帰属し、最終的なご契約の判断はお客さまご自身で決定していただきます。とちぎん T T 証券ファンドラップ投資一任契約に係る契約締結前交付書面を必ずご確認ください。本投資一任契約は、クーリング・オフ制度の対象ではありません。（金融商品取引法第 37 条の 6 の規

NEWS RELEASE

- 定（書面による解除）の適用はありません。）
- <投資する金融商品の各々のリスクについて>
- ・本投資一任契約に基づく運用においては、資産クラスごとに選定された投資信託への投資を行います。投資先の国内外の株式、債券、投資信託、不動産、コモディティ（商品先物取引等）、および、株式・債券・金利等の金融先物派生商品へ投資を行うため、価格変動により基準価額が変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、外貨建て資産を組み入れる場合は、外国為替の変動による為替リスクも存在します。
- <投資一任契約の仕組みとして有するリスクについて>
- ・本投資一任契約においては、お客さまの投資意向に合わせた運用プランに基づき資産配分を行います。資産配分の巧拙（銘柄選択も含む）により、契約資産の評価額が下落し、損失を被ることがあります。
- <手数料について>
- ・投資一任契約においては、投資顧問報酬（固定報酬型は、最大 0.990%（年率・税込）以内、また成功報酬型は、最大 0.462%（年率・税込）以内の固定報酬と契約期間における運用益に対して16.5%（税込）の成功報酬率を乗じた成功報酬から構成されております。）のほか、取引の執行に係るファンドラップ手数料（最大0.660%（年率・税込）以内）が直接お客さまにご負担いただく報酬および手数料となります。とちぎんTT証券ファンドラップの運用は、投資信託等で行うため、組入れた投資信託によっては、信託報酬（最大 1.9536%程度（年率・税込））のほか、信託期間の途中で売買する場合に発生する信託財産留保額（最大0.05%）をご負担いただく場合があります。当該手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。なお、実際の取引にあたっては、必ず、契約締結前交付書面をよくお読みください。また、各投資信託の内容やそれに係るリスク、その他留意事項等については、各投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。なお、一部解約または全部解約の場合、既にお支払いいただいたファンドラップ手数料および投資顧問報酬はお返しいたしません。

【個人向け国債のご留意事項】

- ・個人向け国債は預金ではないため、預金保険制度の対象ではありません。また、当行が元本を保証するものではありません。
- ・当行でご購入いただく個人向け国債は投資者保護基金の対象ではありません。
- ・個人向け国債のお取引は、クーリング・オフ制度（書面による解除）の対象ではありません。
- ・発行日から1年間は、原則中途換金することができません。発行日から1年を経過すれば、一部または全部を中途換金することができます。ただし、その際には、次の算式によって算出される中途換金調整額が差し引かれます。中途換金調整額＝直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685 ※保有者がお亡くなりになった場合、または災害救助法の適用対象となった大規模な自然災害により被害を受けた場合は、発行日から1年以内であっても中途換金が可能です。
- ・発行者の信用状況の悪化や発行者に対する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。
- ・ご購入に際して、お支払いいただくのは購入対価のみであり、手数料はかかりません。ただし、ご購入の際に経過利子相当額の払い込みが必要となる場合があります。
- ・約定が成立したお取引は取消や内容の変更ができません。
- ・償還日（満期日）には額面金額で償還されます。
- ・利払日または償還日の10営業日前より前営業日までの期間は、中途換金のお申込みができません。
- ・マル優、特別マル優をご利用の際は、お申込み時にお申し出ください。
- ・詳しくは店頭にて用意している説明書（契約締結前交付書面）でご確認ください。

【スーパー定期預金の留意事項】

- ・定期預金や普通預金（決済用預金を除く）などは、1金融機関につき預金者1人あたり元本1千万円までとその利息が預金保険制度により保護されます。・初回満期日以降は、継続時点の店頭表示金利が適用となります。
- ・とちぎんダイレクトによるお申込みは、事前にご登録いただいた通帳式定期預金（総合口座定期預金を含みます）のみのお取扱いとなります。
- ・キャンペーン期間中であっても、金利環境の変化等により適用する金利を変更することがあります。

【復興所得税に関するお知らせ】

- ・「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、預金の利子や投資信託の分配金・譲渡差益に対し復興特別所得税として所得税額×2.1%が課税されます。

NEWS RELEASE

【販売会社の概要】

商号等：株式会社栃木銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第57号

加入協会：日本証券業協会

当行の苦情処理措置及び紛争解決措置（以下の機関を利用）

- ・一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
- ・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-500

受付日（共通）平日（月～金）〔銀行休業日を除く〕

受付時間（共通） 9：00～17：00